



平成 18 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 大日本コンサルタント株式会社
代表者名 代表取締役社長 船木 健治
(コード番号 9797 東証第二部)
問合せ先 経営統括部長 高久 晃
(TEL . 03 - 5394 - 7611)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 9 月 28 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により当社定款の一部を変更するものであります。

株券発行会社であることを明らかにするため、株券を発行する旨を定めるものであります。(変更案第 9 条：株券の発行)

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、その権利制限を定めるものであります。(変更案第 11 条：単元未満株式についての権利制限)

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるようにするため、株主総会参考書類等のインターネットによる開示を可能とする旨を定めるものであります。(変更案第 17 条：株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、その員数を定めるものであります。(変更案第 19 条：議決権の代理行使)

取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう定めるものであります。(変更案第 27 条：取締役会の決議の省略)

上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更、条数の整備等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

(2) 事業の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。(変更案第 2 条：目的)

(3) 公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 5 条：公告方法)

(4) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任について取締役会の決議によって法令の定める範囲内で免除することができる旨を定め、併せて独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、社外取締役および社外監査役の責任について法令の定める限度とする契約を締結することができる旨を定めるものであります。(変更案第 32

条：取締役の責任免除、変更案第 42 条：監査役の責任免除) なお、第 32 条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員一致による同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-------------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 18 年 9 月 28 日 |
| 定款変更の効力発生日 (予定) | 平成 18 年 9 月 28 日 |

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 土木、建築に関する工事の調査、企画、立案、設計、工事監理等のコンサルティング 2. 環境に関する調査、計測、評価ならびにコンサルティング 3. 測量および地質調査、資源調査ならびにコンサルティング 4. コンピューターによる情報処理システムおよびソフトウェアの開発ならびに情報処理 5. 土木、造園、造成、建築工事の請負 (新 設) (新 設) 6. 前各号に関連、または附帯する一切の業務および投資</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、2,400 万株とする。<u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.(現行どおり) 2.(現行どおり) 3.(現行どおり) 4. コンピューターによる情報処理システムおよびソフトウェアの開発、<u>販売、賃貸</u>ならびに情報処理 5.(現行どおり) <u>6. 労働派遣事業</u> <u>7. 計測機器、装置の開発、販売および賃貸</u> 8.(現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,400 万株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等にて自己株式を取得することができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(株券の種類)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> | <p>(第13条に移項)</p> |
| <p>(1単元の株式数)</p> <p>第8条 当社は、100株をもって、株式の1単位とする。</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式数は100株とする。</p> |
| <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、1単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> | <p>(第9条第2項に移項)</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(第9条より移項)</p> | <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は株式に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> |
| <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下、買増請求という)することができる。</p> <p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> | <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、買増しという)を当社に対し請求することができる。</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</p> |
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿等(実質株主名簿を含む。以下同じ)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに</p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p><u>買取および売渡、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 <u>当社の株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取および売渡、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 <u>当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要のある場合は、取締役会の決議をもって予め公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 <u>定時株主総会は毎年9月に、臨時株主総会は必要あるごとに、これを招集する。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>3. <u>議長は、株主総会の秩序を維持するために必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p><u>新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 <u>当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよびその手数料については、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 <u>当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、必要のある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 <u>定時株主総会は毎年9月に、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2. 商法第343条によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権のある他の株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事は、その要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。</p> <p>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間とする。</p> <p>(取締役会規則)</p> | <p><u>主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権のある他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主またはその代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。</p> <p>2.(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第22条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2.(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2.(現行どおり)</p> <p>(取締役会規則)</p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。但し、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>2. 前項の招集は、<u>会日の 3 日前に各取締役および各監査役に対しその通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 25 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(第 26 条より移項)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選任し、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会の議事は、その要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> | <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。但し、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 前項の招集は、<u>取締役会の日の 3 日前に各取締役および各監査役に対しその通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 <u>当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 28 条 <u>当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(第 28 条第 3 項に移項)</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 29 条 <u>取締役会の決議によって、相談役および顧問各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 <u>取締役会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>2.取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第29条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第30条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法) 第31条 <u>監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(補欠監査役) 第32条 <u>当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u> 2. <u>補欠監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 3. <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。</u> 2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 3. <u>前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> | <p>2.(現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第34条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の任期) 第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 2.(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(常勤監査役) 第 34 条 当社は、常勤監査役 1 名以上を置く。 2 . 前項の常勤監査役は、<u>互選により定める。</u></p> <p>(監査役会規則) 第 35 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 36 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第 38 条 監査役会の議事は、その要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 2 . 監査役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第 39 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(常勤監査役) 第 36 条 (現行どおり) 2 . 前項の常勤監査役は、<u>監査役会の決議により監査役の中から選定する。</u></p> <p>(監査役会規則) 第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第 40 条 監査役会の議事は、その要領および結果ならびに<u>その他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> 2 . (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 . 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) 第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 <u>する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>する。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 40 条 当社の営業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日とし、各営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 41 条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主、または登録質権者に支払う。</p> <p>2. 利益配当金が、支払確定の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 46 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日とする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 47 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 48 条 期末配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の配当金には利息をつけない。</p> |

以上